平成２８年（フ）第２９４号
広島市安佐北区安佐町大字後山甲534番地
債務者　上田　浩文
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９５号
広島市安佐北区安佐町大字後山甲534番地
債務者　上田　和子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９４号
広島市佐伯区湯来町大字菅沢778番地
債務者　森田　光三
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１２号
広島市中区吉島町12番２―302号
債務者　西浦　裕子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１７号
広島県廿日市市友田159番地１（Ⅲ―103）
債務者　谷岡真理亜
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３８号
広島市南区大州２丁目11番５―208号
債務者　小島　勇太
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５４号
愛媛県松山市古川南３丁目23番33号　ベルメゾン古川Ⅰ　103号
債務者　渡邉　勝弘
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５６号
愛媛県新居浜市北内町１丁目１番53号　ティンカベルＣ―201号、前住所愛媛県新居浜市大生院1034―７
債務者　田坂　仁美
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第６０号
愛媛県新居浜市田の上１丁目１番27号
債務者　米多比涼太
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３２号
愛媛県今治市喜田村４丁目８番34号
債務者　村井　利光
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第２３号
高知県四万十市中村2520番地26
債務者　松元　克己
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第２６号
高知県土佐清水市下ノ加江261番地４
債務者　武政　末子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第５１号
福岡県嘉麻市平566番地
債務者　永冨　義朗
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１１０号
福岡県久留米市北野町高良1682番地１　プライマリッツ103号
債務者　山方由美子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３５号
福岡県久留米市東合川新町７番５―101号、前住所福岡県久留米市東合川新町１番５―５号
債務者　富松　淳基
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３６号
福岡県久留米市東合川新町７番５―101号、前住所福岡県久留米市東合川新町１番５―５号
債務者　富松沙恵美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３９号
福岡県久留米市津福本町1595番地６
債務者　塚本キミ子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１６４号
宮崎市大字浮田2274番地１
債務者　甲斐　正一
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係